

平成30年

第2回市議会定例会 議案第3号

函館市税条例等の一部を改正する条例の制定について
函館市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市税条例等の一部を改正する条例

(函館市税条例の一部改正)

第1条 函館市税条例(昭和25年函館市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項および第2項中「によつて」を「により」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「この節」の後ろに「(第30条の10第2項から第4項までを除く。)」を加える。

第18条第1項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の後ろに「に10万円を加算した金額」を加える。

第25条の2第1項中「当該」を「同表の」に改める。

第26条の2中「扶養控除額を、」の後ろに「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第27条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の後ろに「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「及び」を「および」に、「又は」を「または」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「におい

ては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第6項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に、「又は」を「または」に改め、同条第7項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第30条の9の3中「(以下この節)」を「(次条第1項)」に改める。

第30条の9の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節)」を「次条第2項)」に改め、同条第3項中「第30条の9の5第1項」との後ろに「、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と」を加える。

第30条の10中「による申告書」の後ろに「(次項および第3項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、前項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項および地方税法施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第4項において「機構」という。)を経由して行う方法その他地方税法施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。
- 3 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 第2項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第72条を第72条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条

を加える。

(製造たばこの区分)

第72条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

- ア 紙巻たばこ
- イ 葉巻たばこ
- ウ パイプたばこ
- エ 刻みたばこ
- オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第73条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第73条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)), 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者, 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを会社または特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として地方税法施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し, 消費等または引渡しがされたものおよび輸入されたものに限る。以下この条および次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は, 製造たばことみなして, この節の規定を適用する。この場合において, 特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は, 加熱式たばことする。

第74条第1項中「第72条第1項」を「第72条の2第1項」に

改め、「消費等」の後ろに「（以下この条および第78条において「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の後ろに「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の後ろに「第4項の」を、「重量」の後ろに「または前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第74条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の後ろに「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合または前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第72条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄」を「第72条」に、「喫煙用の紙巻きたばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の

1 グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の地方税法施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本のコストに相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率および法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法
ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項または第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額および法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロおよび第4項の規定の例により算定した金額

第74条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号アまたはイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号アまたはイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額または紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、地方税法施行規則で定めるところによる。

第75条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第76条第3項中「第72条」を「第72条の2」に改める。

第78条第1項中「第72条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第4条第1項中「得た金額」の後ろに「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第8条の3第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第15条第2項第7号」を「第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第8条の3第13項中「第15条の8第4項」を「第15条の8第2項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第12項を同条第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第8条の3中第11項を第16項とし、第10項を第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第8条の3第9項中「第15条第32項第2号ハ」を「第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第8項中「第15条第32項第2号ロ」を「第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第7項中「第15条第32項第2号イ」を「第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同項の前に次の4項を加える。

7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

第2条 函館市税条例の一部を次のように改正する。

第74条第3項各号列記以外の部分中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第8条の3第16項中「第15条第44項」を「第15条第43項」に改め、同条第17項中「第15条第45項」を「第15条第44項」に改め、同条第18項中「第15条第47項」を「第15条第46項」に改める。

第3条 函館市税条例の一部を次のように改正する。

第74条第3項各号列記以外の部分中「0.6」を「0.4」に、「0.4」を「0.6」に改め、同項第3号中「第48条第1項第1号」を「第48条第1項第2号」に改める。

第75条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 函館市税条例の一部を次のように改正する。

第74条第3項各号列記以外の部分中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に

定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第75条中「6, 122円」を「6, 552円」に改める。

第5条 函館市税条例の一部を次のように改正する。

第73条の2中「および次条第3項第1号」を削る。

第74条第3項各号列記以外の部分中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「または前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（函館市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 函館市税条例等の一部を改正する条例（平成27年函館市条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項各号列記以外の部分中「新条例」を「函館市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第3項中「新条例第72条第1項」を「函館市税条例第72条の2第1項」に改め、同条第6項中「第11条第1項および第2項」を「第11条」に、「ならびに」を「および」に、

第11条第2項	各納期限	平成27年改正条例附則第5条第5項の納期限	を
---------	------	-----------------------	---

	第 1 項	同条第 6 項の規定により読み替えられた第 1 項
--	-------	---------------------------

第 1 1 条第 1 項第 4 号	第 7 8 条第 4 項	平成 2 7 年改正条例附則第 5 条第 6 項の規定により読み替えられた第 78 条第 4 項
第 1 1 条第 2 項	第 1 項	平成 2 7 年改正条例附則第 5 条第 6 項の規定により読み替えられた第 1 項

に

改め、同条第 9 項中

第 6 項の表第 1 1 条第 2 項の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 9 項において準用する同条第 5 項
	同条第 6 項	同条第 9 項において準用する同条第 6 項

を

第 6 項の表第 1 1 条第 1 項第 4 号の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 9 項において準用する同条第 6 項
第 6 項の表第 1 1 条第 2 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 9 項において準用する同条第 6 項

に

改め、同条第 1 1 項中

第 6 項の表第 1 1 条第 2 項の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 1 1 項において準用す
-----------------------	--------------	-----------------------

		る同条第 5 項	を
	同条第 6 項	同条第 1 1 項において準用する同条第 6 項	

第 6 項の表第 1 1 条第 1 項第 4 号の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 1 1 項において準用する同条第 6 項	に
第 6 項の表第 1 1 条第 2 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 1 1 項において準用する同条第 6 項	

改め、同条第 1 2 項中「平成 3 1 年 4 月 1 日」を「平成 3 1 年 1 0 月 1 日」に、「1, 2 6 2 円」を「1, 6 9 2 円」に改め、同条第 1 3 項の表第 4 項の項中「平成 3 1 年 4 月 3 0 日」を「平成 3 1 年 1 0 月 3 1 日」に改め、同表第 5 項の項中「平成 3 1 年 9 月 3 0 日」を「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」に改め、同条第 1 3 項中

第 6 項の表第 1 1 条第 2 項の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 1 3 項において準用する同条第 5 項	を
	同条第 6 項	同条第 1 3 項において準用する同条第 6 項	

第 6 項の表第 1 1 条第 1 項第 4 号の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 1 3 項において準用する同条第 6 項	に
第 6 項の表第 1 1 条第 2 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 1 3 項において準用する同条第 6 項	

改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第72条を第72条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、第73条の次に1条を加える改正規定ならびに第74条、第75条、第76条第3項および第78条第1項の改正規定ならびに第6条（同条中附則第5条第6項、第9項および第11項の改正規定ならびに同条第13項の改正規定（同項の表第4項の項および同表第5項の項の改正規定を除く。）を除く。）ならびに附則第4条から第6条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中第18条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）および第27条の2第1項の改正規定ならびに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中第74条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中第17条、第18条第1項および第30条の10の改正規定ならびに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条ならびに附則第7条および第8条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中第18条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）および第26条の2の改正規定ならびに附則第4条の改正規定ならびに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条ならびに附則第9条および第10条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中附則第8条の3第12項を同条第17項とし、同項の次に1項を加える改正規定（同条第18項に係る部分に限る。） この条例の施行の日または地方税法等の一部を改正する法律（平成30

年法律第3号。附則第3条第2項において「地方税法等改正法」という。)附則第1条第12号に定める日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の函館市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の函館市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の函館市税条例(次条第1項および附則第11条において「新条例」という。)第17条および第30条の10第2項から第4項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等改正法第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設または設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によ

る。

(たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係るたばこ税)

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等(同法第469条第1項第1号および第2号に規定する売渡しを除く。附則第8条第1項および第10条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(函館市税条例等の一部を改正する条例(平成27年函館市条例第47号)附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項および第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の函館市税条例(第4項および第5項において「30年新条例」という。)第72条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第8条第1項および第10条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定によりたばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第11条、第78条第4項、第80条の2および第81条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第1項第2号	第78条第1項もしくは第2項	函館市税条例等の一部を改正する条例（平成30年函館市条例第 号。以下この条および第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第5条第2項
第11条第1項第3号	第64条の7第1項の申告書、第78条第1項もしくは第2項の申告書または第110条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第5条第3項の納期限
第11条第1項第4号	第78条第4項	平成30年改正条例附則第5条第4項の規定により読み替えられた第78条第4項

第 1 1 条第 2 項	第 1 項	平成 3 0 年改正条例 附則第 5 条第 4 項の 規定により読み替え られた第 1 項
第 7 8 条第 4 項	第 1 項または第 2 項 に規定する申告書	地方税法施行規則の 一部を改正する省令 (平成 3 0 年総務省 令第 2 4 号) 別記第 2 号様式
第 8 0 条の 2 第 1 項	第 7 8 条第 1 項また は第 2 項	平成 3 0 年改正条例 附則第 5 条第 2 項
	当該各項	同項

5 30年新条例第79条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定によりたばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5または第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除または還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定によりたばこ税が課された、または課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係るたばこ税に関する経過措置)

第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第11条第1項第3号の項中「第64条の7第1項の申告書、第78条第1項」とあるのは、「第78条第1項」とする。

(たばこ税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係るたばこ税)

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定によりたばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の函館市税条例（以下この項および次項において「32年新条例」という。）第11条、第78条第4項、第80条の2および第81条の規定を適用する。この場合に

において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第1項第2号	第78条第1項もしくは第2項	函館市税条例等の一部を改正する条例（平成30年函館市条例第 号。以下この条および第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第8条第2項
第11条第1項第3号	第64条の7第1項の申告書、第78条第1項もしくは第2項の申告書または第110条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第8条第3項の納期限
第11条第1項第4号	第78条第4項	平成30年改正条例附則第8条第4項の規定により読み替えられた第78条第4項
第11条第2項	第1項	平成30年改正条例附則第8条第4項の規定により読み替えられた第1項
第78条第4項	第1項または第2項に規定する申告書	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第80条の2第1項	第78条第1項または第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
	当該各項	同項

5 32年新条例第79条の規定は、販売契約の解除その他やむを得な

い理由により，市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち，第1項の規定によりたばこ税を課された，または課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において，当該卸売販売業者等は，施行規則第16条の2の5または第16条の4の規定により，これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に，当該控除または還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定によりたばこ税が課された，または課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて，当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（たばこ税に関する経過措置）

第9条 別段の定めがあるものを除き，附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した，または課すべきであったたばこ税については，なお従前の例による。

（手持品課税に係るたばこ税）

第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において，これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは，これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所，これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして，たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は，当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし，当該たばこ税の税率は，1，000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定によりたばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の函館市税条例（以下この項および次項において「33年新条例」という。）第11条、第78条第4項、第80条の2および第81条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第1項第2号	第78条第1項もしくは第2項	函館市税条例等の一部を改正する条例（平成30年函館市条例第 号。以下この条および第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第10条第2項
第11条第1項第3号	第64条の7第1項の申告書、第78条第1項もしくは第2項の申告書または第110条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第10条第3項の納期限
第11条第1項第4号	第78条第4項	平成30年改正条例附則第10条第4項の規定により読み替えられた第78条第4項
第11条第2項	第1項	平成30年改正条例附則第10条第4項

		の規定により読み替えられた第1項
第78条第4項	第1項または第2項に規定する申告書	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第80条の2第1項	第78条第1項または第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
	当該各項	同項

5 33年新条例第79条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定によりたばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5または第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除または還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定によりたばこ税が課された、または課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（都市計画税に関する経過措置）

第11条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い，個人の市民税について均等割および所得割の非課税の範囲，所得割の基礎控除の適用を受ける所得金額ならびに年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件に関する規定を整備し，たばこ税について税率を引き上げ，および加熱式たばこの課税方式に関する規定を整備し，固定資産税および都市計画税について課税標準に関する特例措置に係る軽減割合を定める等の見直しを行い，ならびに特定法人である内国法人に対する市民税の電子申告の義務付けに関する規定の整備等をするため